

# 安全データシート(SDS)

## レジックリーナー

作成日 2015年10月09日

### 1. 化学品及び会社情報

製品名	レジックリーナー
製品コード	S-014
会社名	三成化工株式会社
住所	大阪府大阪市城東区関目 4-11-38
電話番号	06-6932-3531
緊急時の電話番号	090-1133-1763
FAX 番号	06-6932-3830
メールアドレス	<a href="mailto:sanseikakou@sunny.ocn.ne.jp">sanseikakou@sunny.ocn.ne.jp</a>
推奨用途及び使用上の制限	レジック筆の洗浄

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS 分類

健康に対する有害性	急性毒性-経口	区分 4
	皮膚腐食性/刺激性	区分 2
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 2A
	発がん性	区分 2
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 1 中枢神経系
		区分 1 呼吸器
		区分 3 麻酔作用
環境に対する有害性	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 1 中枢神経系
		区分 1 肝臓
	水生環境-急性有害性	区分 3

#### GHS ラベル要素

##### 絵表示又はシンボル



注意喚起語  
危険有害性情報

危険  
飲込むと有害[H302]  
皮膚刺激[H315]  
強い眼刺激[H319]  
発がんのおそれの疑い[H351]  
中枢神経系、呼吸器の障害[H370]  
眠気やめまいのおそれ[H336]

注意書き

長期にわたる、または、反復暴露により神経系、肝臓の障害  
[H372]

水生生物に有害[H402]

【安全対策】

使用前に取扱説明書を入手すること。[P201]

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。[P202]

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。[P260]

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。

[P261]

取扱後は手をよく洗うこと。[P264]

この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。[P270]

屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。[P271]

環境への放出を避けること。[P273]

保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。[P280]

指定された個人用保護具を使用すること。[P281]

【応急措置】

飲み込んだ場合：気分が悪い時は医師に連絡すること。

[P301+P312]

皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。

[P302+P352]

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で  
休息させること。[P304+P340]

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクト  
レンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後  
も洗浄を続けること。[P305+P351+P338]

暴露した場合：医師に連絡すること。[P307+P311]

暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断/手当てを受ける  
こと。[P308+P313]

気分が悪い時は医師に連絡すること。[P312]

気分が悪い時は、医師の診断/手当てを受けること。[P314]

口をすすぐこと。[P330]

皮膚刺激が生じた場合：医師の診断/手当てを受けること。

[P332+P313]

眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受けること。

[P337+P313]

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

[P362]

【保管】

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

[P403+P233]

施錠して保管すること。[P405]

【廃棄】

内容物/容器を都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。

[P501]

### 3.組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別	単一製品
化学名	ジクロロメタン
別名	ジクロロメタン、塩化メチレン、二塩化メチレン、メチレンクロライド
化学式	CH <sub>2</sub> Cl <sub>2</sub>
CAS 番号	75-09-02
官報公示整理番号(化審法・安衛法)	(2)-36
含有量	100%

### 4.応急措置

吸入した場合	<p>専門家による治療までの救急措置は、被災者の障害やばく露の状況で異なるが、被災してから救急措置、治療が行われるまでの時間がその後の結果に重大な影響を及ぼすので、可能な限り迅速に行う。</p> <p>被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移動し、毛布等で保温して安静にする。</p> <p>呼吸していて嘔吐がある場合は、頭を横向きにする。</p> <p>呼吸困難又は呼吸が止まっている場合は、衣類を緩め、呼吸気道を確認した上で直ちに人工呼吸を行い、速やかに医師の手当てを受ける。</p>
皮膚に付着した場合	<p>メチレンクロライドによって汚染された衣類、靴等を速やかに脱ぎ捨てる。皮膚に触れた部分は直ちに多量の水又は微温湯を流しながら石鹸を使って洗浄する。</p> <p>外観に変化が見られたり痛みが続く場合は、できるだけ速やかに医師の手当てを受ける。</p>
眼に入った場合	<p>直ちに最低 15 分間以上、清浄な水でゆるやかに洗眼し、直ちに医師の手当てを受ける。洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球とまぶたのすみずみにまで水がよくいきわたるように洗浄する。コンタクトレンズを使用している場合には、固着していないかぎり取り除いて洗浄を続ける。</p>
飲み込んだ場合	<p>無理に吐かせてはいけない。かなりの量を飲み込み、かつ患者に意識のある場合には、口内を水で洗浄し、温水 250ml を飲ませる。</p> <p>被災者に意識がない場合には、口から何も与えてはならない。直ちに医師の手当てを受ける。</p>
応急措置をする者の保護	<p>応急措置をする者は、有機ガス用防毒マスク、空気呼吸器等呼吸用保護具を着用する。</p>

### 5.火災時の措置

消火剤	通常条件では燃えないので、火災の危険性は少ない。酸素との混合物の場合、強熱されると火災になる。
使ってはならない消火剤	粉末、炭酸ガス、泡、霧状水
火災時の特有の消火方法	棒状の水の直接放射(火災を拡大するおそれあり) 消火剤としては、炭酸ガス及び粉末が有効であるが、炎を消さ

消火を行う者の保護

ずに周辺の物件を水で冷却し、延焼を防ぐ方が良い場合もある。空気中で燃焼性はないが、火炎や熱表面に接すると分解して、塩素、塩化水素、ホスゲン等の有害ガスを発生する。周辺火災の場合で移動可能な容器は、安全に行える限り火災場所から搬出する。移動不可能の場合には、容器に注水して冷却する。火災時、通風の悪い場所にはメチレンクロライド蒸気及び塩化水素、ホスゲン等の有毒ガスが存在するから、消火作業従事者は自給式空気呼吸器等の呼吸保護具を着用して消火作業を行う

## 6.漏出時の措置

人体に対する注意事項、  
保護具及び緊急時措置

風下の人を退避させる。漏出した場所の周辺にロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。屋内の場合には、処理が終わるまで十分換気をする。作業の際は有機ガス用防毒マスク、またはガス濃度が高い時は自給式空気呼吸器の保護具を着用し、並びに眼及び皮膚への保護具を着用して作業を行う。

環境に対する注意事項

漏出した製品が下水、排水溝へ流出、また地下へ浸透することを防止する。万一公共用水域等に流出した場合等、必要がある時は関係行政機関に連絡する。

封じ込め及び浄化の方法・機材

少量の場合、砂、布、活性炭等に吸収させて密閉できる空容器に回収する。少量で危険がない時は、蒸発させる。(十分な換気をする。)  
大量の場合、盛土で囲って、河川等への流出や地下への浸透のない安全な場所に導いてから処理する。  
容器、タンク等からの流出の防止を行う。  
ポンプ等により回収して密栓できる金属容器へ移し換え、回収できなかったものについては、活性炭等による吸着、布等による拭き取りを行う。  
メチレンクロライドを吸着または吸収したものは、特別管理産業廃棄物として適切な方法により処分する。(「廃棄上の注意」の項参照)

## 7.取扱い及び保管上の注意

適用法令等からの一般注意事項

労働安全衛生法の関係法規に準拠して作業する。なお、メチレンクロライドは、特定化学物質障害予防規則で特定化学物質に指定されるので、次の事項を遵守しなければならない。

- ①設備：蒸気の発散源を密閉する設備又は局所排気装置の設置
- ②管理：特定化学物質作業主任者の選任、作業場の巡視、装置の点検、有機溶剤等の使用の注意事項の掲示、有機溶剤の区分の表示など。
- ③作業環境の定期測定(6ヶ月 / 回)と記録の保存(30年間)
- ④特殊健康診断の実施(6ヶ月 / 回)と記録の保存(30年間)
- ⑤特別管理物質としての措置(作業記録の作成、記録の30年間

	<p>の保存、有害性等の掲示、記録の報告)</p> <p>⑥保護具の使用</p> <p>⑦貯蔵及び空容器の処理</p> <p>⑧メチレンクロライドの譲渡者・提供者から安全データシート(SDS)の交付を受ける。</p> <p>事業者は、SDS を作業場の見やすい場所に常時掲示するかまたは備え付けなどの方法により、その内容を労働者に周知する。</p> <p>貯蔵及び取扱い場所の床面は、原則としてコンクリート等の地下への浸透が防止できる材質とする。コンクリートのヒビ割れに留意する。</p> <p>メチレンクロライドの蒸気は、空気の約3倍と重いため低いところに滞留しやすいから、吸引式排気装置を床面に近いところに設置する。</p> <p>地下への浸透や大気への蒸発を避けるため、貯蔵又は使用中に液を漏らしたりこぼしたりしない。</p>
取扱い	
技術的対策	<p>貯蔵及び取扱い場所の床面は、原則としてコンクリート等の地下への浸透が防止できる材質とする。コンクリートのヒビ割れに留意する。</p> <p>洗浄機、蒸留器などの装置は、ステンレス鋼製の受け皿の上に設置する。</p> <p>屋内作業の場合は、適切な排気装置を設け、管理濃度以下に保つ。</p> <p>メチレンクロライドの蒸気は、空気の約3倍と重いため低いところに滞留しやすいから、吸引式排気装置を床面に近いところに設置する。</p>
注意事項	<p>取扱いの際には必要に応じて、有機ガス用防毒マスク、保護手袋等の保護具を着用する。(「8.ばく露防止及び保護装置」の保護具参照)</p> <p>容器を転倒させ、衝撃を加え、又は引きずる等の粗暴な取扱いをしない。</p> <p>皮膚、粘膜又は着衣に触れたり、眼に入らないようにする。</p> <p>取扱い場所には、関係者以外の立ち入りを禁止する。</p>
安全取扱い注意事項	<p>取扱い終了の都度、容器を密閉する。</p> <p>軽金属、強塩基、酸化剤との接触を避ける。</p>
保管	
適切な(安全)な保管条件	<p>密閉容器に入れ、直射日光や雨水を避けて涼しくて換気の良い場所(冷暗所等)に保管する。</p> <p>盗難のおそれのない場所に保管する。</p>
適切な技術的対策	<p>屋外に貯蔵する場合は、屋根をつける、カバーをかける等の処置をする。</p> <p>屋外貯蔵タンクは断熱施工を行い、タンク内のメチレンクロライドの温度を下げるため、冷却装置を設置することが望ましい。</p> <p>一旦開栓した容器を保管するときは、密栓する。</p>
混触禁止物質との分離	<p>軽金属、強塩基、硝酸から離して貯蔵する。</p>

推奨する(安全な) 容器包装材料	推奨される容器は、タンク(ステンレス鋼板)、ガラス瓶(試薬用)である。 容器の蓋又は栓のパッキングには、腐食されない材料を用いる。 通常、ポリエチレン(共重合物は不可)、フッ素樹脂製シート等が用いられる。
排出抑制及び回収再利用	大量に使用して蒸散する量が多い時や、水と混合したものについては、活性炭吸着や水分離器により、できる限り回収して再利用する。使用済みの廃液等は、できる限り蒸留により回収して再利用する。移替え等に当っては受け皿を使用し、液面の高さに注意する等、できる限りこぼさないよう注意する。 ローリーからの移替えの場合、ホース内の残液の処理を安全に行う。

## 8.ばく露防止及び保護措置

管理濃度	50ppm
許容濃度	
日本産業衛生学会 (2014)	50ppm(170mg / m <sup>3</sup> )
ACGIH (2013)	TLV-TWA 50ppm
設備対策	蒸気の発散源を密閉する設備又は局所排気装置を設置する。 (特定化学物質障害予防規則) 取扱い場所の近くに洗身シャワー、手洗い、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。
保護具	
呼吸用保護具	有機ガス用防毒マスク、陽圧自給式空気呼吸器(火災時)
手の保護具	保護手袋(耐溶剤型)
眼の保護具	保護眼鏡(普通眼鏡型、ゴーグル型)
皮膚及び身体の保護具	労働衛生保護衣、保護長靴、前掛け(耐溶剤型)

## 9.物理的及び化学的性質

外観	無色透明液体
臭い	甘い芳香臭
pH :	該当しない
融点・凝固点	-95.14℃
沸点	40.2℃
引火点	なし
自然発火温度	662℃
燃焼または爆発範囲	14~22vol %(空气中) 15.5~66.9vol %(酸素中)
蒸気圧	46,500 Pa (20℃)
蒸気密度 (空気 = 1)	2.93
比重 (密度)	1.327 (20℃ / 4℃)
溶解度	水に対する溶解度 2.0g / 水 100g (20℃) 有機溶剤とは自由に混合
オクタール・水分配係数	log Pow = 1.25
分解温度	データなし

蒸発速度 (酢酸ブチル = 1)

14.50(25°Cの酢酸ブチルの揮発速度を 1.00 とする相対値)

## 10.安定性及び反応性

安定性	熱と湿気に不安定である。 液体は、空気中では引火点がないため、通常の使用条件では引火・火災の危険性はない。
危険有害反応可能性	アルミニウム及びその合金と反応してアルミニウムメチル化合物のような自然発火性物質を生成する。 アルミニウムやマグネシウムなどの軽金属(特に粉末状態で)、強塩基、硝酸と激しく反応し、発火・爆発を起こす可能性がある。 水と長時間共存すると加水分解を起こして塩酸を生成し、この塩酸が多くの金属と反応して水素を発生し、爆発性混合ガスを形成することがある。 ドラム等メチレンクロライドを含んだ密閉容器に溶接の火等の高エネルギーの火源を当てると爆発の危険性がある。分解・爆発が起こると塩化水素等の有害ガスが発生する。
避けるべき条件	高温へのばく露、強酸化剤、強塩基、アルカリ金属、軽金属、金属粉末との接触
混触危険物質	強酸化剤、強塩基、アルカリ金属、軽金属、金属粉末
危険有害な分解生成物	180°Cで水と長時間加熱すると、ギ酸、塩化メチル、メタノール、塩酸や一酸化炭素等を生成する。 加熱や燃焼・爆発により分解し、有毒ガス(塩化ビニル、塩化水素、ホスゲン、一酸化炭素)を生成する。
避けるべき材料	アルミニウム、マグネシウム及びそれを含む合金 ある種のプラスチック、ゴムは材質を侵される。(耐久性のあるプラスチックとしては、ポリアミド(6 ナイロン)、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリ 4 フッ化エチレン等がある。耐久性のあるゴムとしては、フッ素系ゴムがある。)

## 11.有害性情報

急性毒性	
経口	ラット LD <sub>50</sub> 2100mg / kg <sup>21)</sup> ラット LD <sub>50</sub> 1600mg / kg <sup>39)</sup> 飲み込むと有害 (区分 4)
経皮	データなし
吸入(蒸気)	ラット LC <sub>50</sub> 53mg / L (6 時間) <sup>58)</sup> 上記データの 4 時間値 = 64mg / L (18000ppm)
吸入(ミスト)	データなし
皮膚腐食性/刺激性	ウサギを用いた皮膚刺激性試験の結果、「中等度の刺激性がみられたが、皮膚に対する腐食性はなかった」との報告がある <sup>58)</sup> 皮膚刺激(区分 2)
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	ウサギを用いた眼刺激性試験の結果、「眼瞼の中等度ないし重度の炎症がみられた」との報告がある。 <sup>58)</sup> ヒトに対する事例では、「軽度の刺激あり」との報告がある。 <sup>14)</sup>

感作性－呼吸器	強い眼刺激(区分 2A)
感作性－皮膚	データなし
生殖細胞変異原性	データなし
	経世代変異原性試験(優性致死試験)で陰性、生殖細胞 in vivo 変異原性試験なし、体細胞 in vivo 変異原性試験(小核試験、染色体異常試験)で陰性等の報告がある。27, 34, 58)
発がん性	IARC グループ 2B ヒトに対して発がん性を示す可能性はある
	NTP R ヒト発がん性があると合理的に予測される物質
	EPA B2 動物での十分な証拠に基づいておそらくヒト発がん性物質
	ACGIH A3 動物に対して発がん性が確認された物質であるが、ヒトへの関連性は不明
	発がん性のおそれの疑い(区分 2)
生殖毒性	確定し得る情報なし
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	ヒトについては「チアノーゼ」、「頭痛、胸部痛、見当識障害、進行性の警戒性の喪失、疲労感と無気力状態の亢進、記憶喪失、時間感覚の喪失」、「視覚機能検査のうち臨界 flicker frequency の減少」、「神経行動学的な影響(警戒心の混乱、複合警戒追跡行動の障害)」、「肺の出血を伴う浮腫、皮膚の炎症：硬化を伴う肺炎、小脳扁桃ヘルニアを伴う大脳浮腫」等の中枢神経系、麻酔作用及び肺疾患の記述がある。58)
	実験動物においては「気管支、細気管支上皮細胞の壊死、クララ細胞の肥大と空洞化、細胞分裂の軽度亢進」、「体性感覚惹起反応と脳波に変化」等の気管支、中枢神経系及び肺疾患に関する記述がある。58)
	実験動物に対する影響は、区分 2 に相当するガイダンス値の範囲で見られた。
	中枢神経系、呼吸器の障害(区分 1)
	眠気又はめまいのおそれ(区分 3)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	ヒトについては「断続的頭痛、吐き気、眼のちらつき、息切れ、一過性の記憶障害、脳波検査で右脳の障害」58)、「ばく露後、幻聴及び幻視をともなう脳症が出現」、「知能障害をともなう記憶障害と平衡感覚喪失。両側性一過性側頭葉の変性」4) 等の中枢神経系に関する記述がある。
	実験動物では「肝細胞脂肪染色陽性、軽度肝細胞空胞化」、「肝細胞の変異細胞」等の肝臓障害に関する記述がある。58)
	実験動物に対する影響は、区分 1 に相当するガイダンス値の範囲でみられた。
	長期又は反復ばく露による中枢神経系、肝臓の障害(区分 1)
吸引性呼吸器有害性	データなし。

## 12.環境影響情報



水生環境—急性有害性	甲殻類(オオミジンコ)の 48 時間 LC <sub>50</sub> 27mg/L (CaPSAR, 1993)から区分 3 とした。
水生環境—慢性有害性	揮発性が高く速やかに大気中に拡散し、かつ生物蓄積性が低い (BCF=40(既存化学物質安全性点検データ))ことから、区分外と した。
分解性	難分解性(BOD 5~26%)
蓄積性	低濃縮性(コイ)(濃縮倍率 13 倍以下 / 6 周) ジクロロメタンは、動物または食物連鎖に蓄積されないとされ ている。
環境中の挙動	大気中に放出されたジクロロメタンの大部分は、光化学反応に より分解される。大気中の寿命は 0.41 年で、直接分解しないが、 光化学的に生成されたヒドロキシルラジカルと反応して分解す る。また、オゾン破壊係数(ODP)は 0.007、地球温暖化係数 (HGWP)は、0.002 で非常に小さい。
環境基準	
水質汚濁に係る環境基準	人の健康の保護に関する環境基準 0.02mg/L 以下(年間平均値) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 0.02mg/L 以下(年間平均値) 土壌の汚染に係る環境基準 0.02mg/L 検液 L 以下 大気の汚染に係る環境基準 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下(1 年平均)

### 13.廃棄上の注意

	<p>廃液、汚泥等の廃棄、埋め立て、下水道や河川などへの放流 は絶対に行わない。処理に当たっては、自社で適正に行うか、 又は廃棄物処理業者に委託して行う。</p>
廃棄方法	
残余廃棄物	<p>「取扱い及び保管上の注意」の項による他、水質汚濁防止法の 有害物質及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特別管理産 業廃棄物であるため、これらの関係法令に従って適正に処理す る。</p> <p>下水、排水溝には絶対に流さないこと。</p>
大量の場合	<p>特別管理産業廃棄物の処理等にあたっては、焼却を行う等、環 境汚染とならない方法で処理、処分する。</p> <p>処理等を外部の業者に委託する場合は、都道府県知事の許可を 受けた特別管理産業廃棄物処理業者に特別管理産業廃棄物管理 票(マニフェスト)を交付して委託し、関係法令を遵守して、適 正に処理する。</p>
少量の場合	<p>メチレンクロライドを拭き取った布ぎれや少量の液といえども そのまま、埋め立て、投棄等をしてはいけない。必ず、専用の 密閉できる容器に一時保管して特別管理産業廃棄物として、処 理、処分する。</p>
焼却する場合	<p>焼却すると塩化水素等を発生するので、十分な可燃性溶剤、重 油等の燃料と共にアフターバーナー、スクラバー等を具備した 焼却炉で、できるだけ高温(ダイオキシン発生抑制のため、例え ば 850℃以上)で焼却し、排ガスは中和処理を行う。</p>
汚染容器・包装	<p>空となった容器を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後</p>

に処分する。

## 14. 輸送上の注意

### 国際規制

海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	1593
Proper Shipping Name	DICHLOROMETHANE
Class	6.1
Packing Group	III
Marine Pollutant	Not applicable
航空規制情報	ICAO / IATA の規定に従う。
UN No.	1593
Proper Shipping Name	Dichloromethane
Class	6.1
Packing Group	III

### 国内規制

陸上規制情報	非該当
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	1593
品名	ジクロロメタン
クラス	6.1
容器等級	III
海洋汚染物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1593
品名	ジクロロメタン
クラス	6.1
容器等級	III
特別安全対策	堅ろうで容易に変形、破損しない容器に入れて輸送する。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない 重量物を上積みしない。
緊急時応急措置指針番号	160

## 15 適用法令

労働基準法	疾病化学物質 (法 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 4 号 1) がん原性化学物質 (法 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 7 号 12)
労働安全衛生法	変異原性が認められた既存化学物質 (法第 57 条の 5、労働基準局長通達)1%以下を含有するものを除く 特定化学物質 (施行令別表第 3 の 2・第 2 類物質)ジクロロメタン

	<p>特定化学物質第 2 類物質、特別有機溶剤等  (特定化学物質障害予防規則第 2 条第 1 項第 2、3 の 2 号)</p> <p>特定化学物質、特別有機溶剤等  (特定化学物質障害予防規則第 38 条 8)</p> <p>健康障害防止指針公表物質  (法第 28 条第 3 項・厚労省指針公示)</p> <p>作業環境評価基準  (法第 65 条の 2 第 1 項)</p> <p>名称等を表示すべき危険物及び有害物  (法第 57 条の 1、施行令第 18 条)</p> <p>ジクロロメタン (政令番号 第 14 号の 7)</p> <p>名称等を通知すべき危険物及び有害物  (法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9)</p> <p>ジクロロメタン (政令番号 第 257 号)</p>
化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律(化審法)	優先評価化学物質 (法第 2 条第 5 項)
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 法)	第 1 種指定化学物質 (法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1)
水質汚濁防止法	有害物質 (法第 2 条、施行令第 2 条、排水基準を定める省令第 1 条) (排出基準)別表第 1(許容限度)0.2mg/L 特定施設、有害物質使用特定施設 (法第 2 条、第 5 条)
水道法	有害物質 (法第 4 条第 2 項)、水質基準(平 15 省令 101)0.02mg/L 以下
下水道法	水質基準物質 (法第 12 条の 2 第 2 項、施行令第 9 条の 4)0.2mg/L 以下
大気汚染防止法	揮発性有機化合物 (法第 2 条第 4 項)(環境省から都道府県への通達) 有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第 9 次答申) 自主管理対象物質(環境庁通知)
土壌汚染対策法	特定有害物質 (法第 2 条第 1 項、施行令第 1 条)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)	特別管理産業廃棄物 (法第 2 条第 5 項、施行令第 2 条の 4) 金属等を含む産業廃棄物に係わる判定基準を定める省令 2mg/L 以上含有する廃油、廃酸、廃アルカリ及び処理物 0.2mg/L 以上溶出する汚泥及び処理物
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	有害液体物質(Y 類物質) (施行令別表第 1)
特定有害廃棄物の輸出入の規制に関する法律(バーゼル条約国内法)	特定有害廃棄物 (法第 2 条第 1 項第 1 号イに規定するもの(平 10 三省告示 1 号)) ハロゲン化された有機溶剤(ジクロロメタン)を 0.1%以上含む物
船舶安全法	毒物類 (危険物船舶運送及び貯蔵規則(危規則)第 3 条告示別表第 1)

航空法

毒物類

(航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示第 1 条別表第 1)

---

## 16.その他の情報

参考文献

- 1) ICSC (2004)
- 4) HSDB (2000)
- 14) SIDS (2001)
- 16) SRC (2005)
- 20) Merck (13th , 2001)
- 21) CERI ハザードデータ集 (96-2(1997))
- 27) IARC vol.71 (1999)
- 34) EHC (J) 164 (1996)
- 39) 環境省リスク評価第 2 巻 (2003)
- 51) HSDB (2005)
- 58) CERI・NITE 有害性評価書 No.2 (2004)
- 59) NFPA (13th , 2001)
- 60) 既存化学物質安全性点検データ

記載内容の取扱い

株式会社トクヤマ メチレンクロライド SDS 2014/11/1 改訂  
記載内容は現時点で入手できる資料、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。  
含有量、物理化学的性質等の数値は保証値ではありません。  
注意事項は通常の実施を前提としたものであって、特殊な取扱いの場合は、用途、用法に適した安全対策の実施にご配慮をお願いいたします。

また、記載内容は情報提供であってその内容を保証するものではありませんので、重要な決定をされる場合は出典等をよく検討されるか試験によって確かめられることをお勧めします。